

町田市避難行動要支援者 避難支援プラン (全体計画)



2024年3月修正
町 田 市

目次

第1章 総則

1 町田市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)の目的	4
2 町田市避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ	6
3 要配慮者と避難行動要支援者	6
4 避難支援対象者	7
5 対象とする災害	7
6 避難支援の方針	8
7 関係各機関等の役割	10

第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1 平常時からの避難行動要支援者情報の把握の必要性	13
2 避難行動要支援者名簿の作成と管理	13
3 避難行動要支援者名簿の提供	14
4 避難行動要支援者名簿の提供にあたっての情報保護	16
5 避難行動要支援者名簿の更新	16

第3章 個別避難計画の作成・活用

1 個別避難計画の意義とその背景	17
2 個別避難計画の対象者	17
3 個別避難計画の作成者	17
4 個別避難計画作成の流れ	17
5 計画作成の優先度をふまえた個別避難計画の作成	19
6 個別避難計画に記載する内容と様式	20
7 個別避難計画の管理と更新	20
8 市の役割	20

第4章 情報伝達体制

1 平常時からの普及・周知	21
2 災害時の情報伝達体制の整備	21

第5章 安全確保・安否確認・避難支援

1 避難行動要支援者の安全確保	23
2 地域における安全確保・避難誘導	23
3 社会福祉施設等における安全確保	23
4 所在・安否の確認	23

第6章 避難施設等における応急支援

1 一般の避難施設における応急支援.....	26
2 社会福祉施設における生活救援物資等の供給	27
3 在宅避難している要配慮者の応急支援.....	27

第7章 福祉避難所等の指定と移送

1 福祉避難所の確保.....	28
2 二次避難施設の開設.....	28
3 要配慮者の移送.....	29
4 二次避難施設の運営支援.....	29

(参考)

・要配慮者を対象とした巡回ケア・広報・相談窓口の設置

第1章 総則

1 町田市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の目的

近年、全国各地で大規模な災害が頻発しています。東日本大震災、令和元年東日本台風、集中豪雨等による都市型水害及び土砂災害などの最近の災害に加え、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、大地震により家屋の倒壊や土砂災害などの甚大な被害が発生しています。

このような災害時の犠牲者の多くが高齢者や障がい者である現状から、災害時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められています。

災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。避難行動要支援者の命を守るためには、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制の整備をすることが必要です。

また、災害発生時は避難行動要支援者やその家族による「自助」と、地域による助け合いである「共助」がきわめて重要であることが先の災害から明らかになっています。

「自助」、「共助」の強化を図り、市・消防・警察などの行政機関による救助や支援である「公助」の仕組みを整え、「自助」、「共助」、「公助」が最大限の機能を発揮するための体制づくりを進めるため、「町田市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」(以下「避難支援プラン」という。)を策定しています。



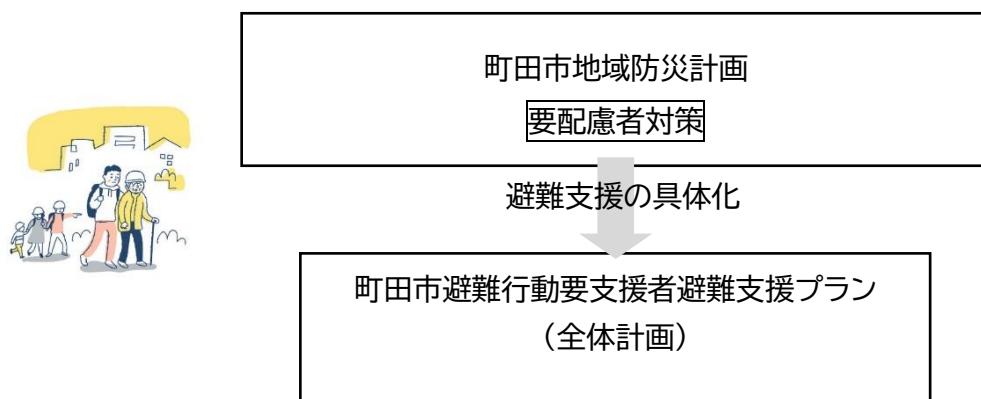
【国及び町田市の避難行動要支援者に関する取組】

	国	市
2006 年	災害時要援護者の避難支援ガイドライン (内閣府・消防庁) ・災害時要援護者名簿の作成等を促進	
2008 年		「災害時要援護者支援マニュアル」策定 ⇒災害時要援護者名簿作成
2011 年 3 月 11 日 東日本大震災 ・65 歳以上の高齢者の死者数:被災地全体の死者数の約 6 割 ・障がい者の死亡率:被災住民全体の死亡率の約 2 倍		
2013 年	災害対策基本法改正 ・災害時、特に配慮を要する「要配慮者」と、「要配慮者」のうち、災害発生時等に特に避難支援を要する「避難行動要支援者」という表現を定義 ・避難行動要支援者名簿の作成を各自治体に義務付け	
2014年		「避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」策定 ⇒避難行動要支援者名簿作成
2018年		「町内会・自治会、自主防災組織の災害時における要配慮者把握マニュアル」作成
2021年	災害対策基本法改正 ・個別避難計画の作成を各自治体の努力義務化	

2 町田市避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ

避難支援プランは、町田市地域防災計画中の要配慮者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものです。

(イメージ図)



3 要配慮者と避難行動要支援者

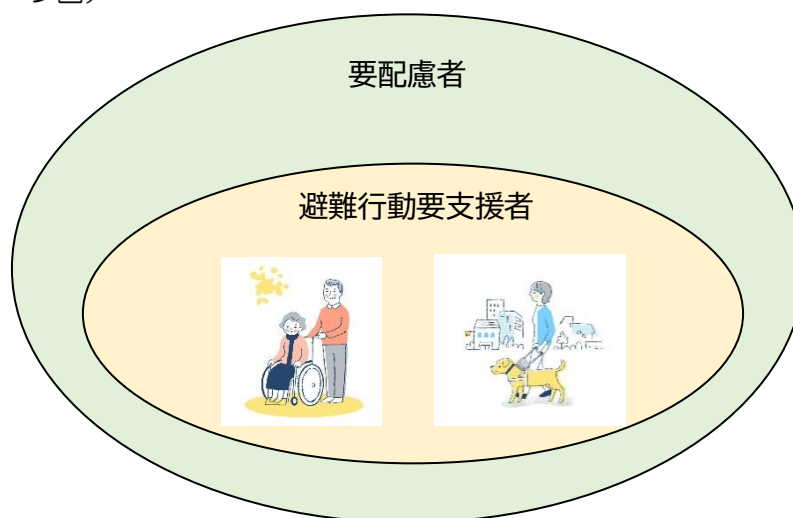
【要配慮者】

高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮が必要な方を「要配慮者」といいます。
(災害対策基本法第8条第2項第15号)

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害発生時に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。
(災害対策基本法第49条の10第1項)

(イメージ図)



※「町田市避難行動要支援者名簿」の対象者は、第2章2(1)を参照

4 避難支援対象者

要配慮者には社会福祉施設や医療機関等に入所・入院し、支援を常時受けている方や、家族による支援が受けられる方、自力での避難が可能な方など、様々な状況下にいる方が含まれます。

そのため、本計画における避難支援体制の整備は、避難行動要支援者のような、より緊急性の高い、他者の支援がなければ避難できない在宅の方について、重点的・優先的に進めます。

5 対象とする災害

地震、風水害等全ての災害を対象とします。また、予想される首都直下地震に備えるため、対象地域は町田市全域とします。

6 避難支援の方針

(1)地震

【避難支援の方針】

地震における避難行動要支援者の避難支援・誘導体制は本避難支援プランに定めるとおりですが、地震は予測が難しく、突発的に発生するため、日頃から防災意識を持つことが非常に重要です。

○平時の取組

最寄りの避難施設の把握や経路の確認など、平常時から可能な対策を講じておくことが命を守る上で重要となります。

○災害時の取組

地震などの予測不可能な災害は、負傷などの可能性があるため、まずは支援者自自身や家族の安全を確保してから行動を開始します。

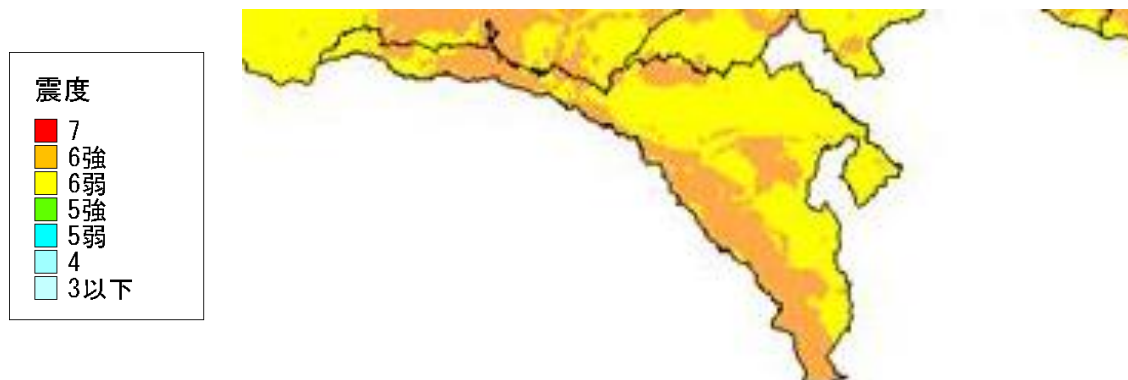
次に、近隣で声をかけあい、安否確認を行います。安否確認の後、家屋の倒壊などによって避難を要する場合には、支援者と避難行動要支援者が一緒に避難します。家屋の倒壊、地割れや火災などにより想定していた避難所へのルートが遮断されている可能性もあるため、地域内で情報を提供し合い、安全なルートを確認しながら避難します。

(参考:地震の被害想定)

町田市への被害が大きく、最も切迫性の高い地震として「多摩東部直下地震」の概要を示します。

震源	東京都多摩地域
規模	マグニチュード7.3
設定	冬・夕方(風速8m/s)の場合
発生	今後30年以内に発生する確率が70%

※オレンジ色の区域が、多摩直下型地震において震度6強の揺れが想定されるエリア



(引用:首都直下地震等による東京の被害想定多摩東部直下地震(令和4年5月25日公表))

(2)風水害

【避難支援の方針】

風水害における避難行動要支援者の避難支援・誘導體制は地震対策と共通ですが、風水害は地震と異なり、予測可能な場合があります。

○平時の取組

避難行動要支援者は、支援者等の協力を得ながら、平時から予報を確認し、避難等の準備を備えておくなど、自分の身を守るよう事前の行動を心がけることが重要となります。

○災害時の取組

避難情報等に基づいて早めの避難行動が重要となります。避難情報等を入手したら、支援者や避難行動要支援者やその家族に伝え、必要に応じて避難支援を行います。増水や土砂崩れなどにより想定していた避難所へのルートが使えない可能性もあるので、避難に危険が伴うような状況では、要支援者の自宅の高所に避難(「垂直避難」)することもあります。

(参考:風水害の危険箇所)

- ・2023 年度(令和5年度)に把握されている市内での風水害の危険箇所は、水防上注意を要する箇所(洪水)として境川で 8 箇所、鶴見川で 5 箇所、水防上注意を要する箇所(工事施工箇所)として、境川で4箇所、鶴見川で2箇所がある。
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、2023 年度(令和5年度)6月 21 日現在、土砂災害警戒区域が 1,985 箇所、土砂災害特別警戒区域が 1,727 箇所指定されている。
- ・また、宅地造成工事規制区域については、市内 6,306.8ha が指定されている。

(参考:本市を流れる主な流域)

- ・本市を流れる主な流域としては、境川流域と鶴見川流域(鶴見川・恩田川・真光寺川)がある。また、多摩市または神奈川県川崎市に面するごく一部の地域が、浅川圏域、大栗川及び三沢川流域に含まれている。

7 関係各機関等の役割

(1) 町田市の役割

【市福祉担当部局】

平常時	・避難行動要支援者に関する各種情報に基づき避難行動要支援者名簿を作成する ・市役所関係部署と避難行動要支援者名簿を共有する ・消防署、警察署、民生委員・児童委員等と協定を締結し、避難行動要支援者名簿の提供を行う ・町内会・自治会、自主防災組織等と協定を締結し、避難行動要支援者名簿の提供を行う ・二次避難施設の設置について運営体制の確保や協力体制の構築を行う ・避難行動要支援者の避難支援方法等について普及啓発を行う ・避難行動要支援者本人や家族等に対する災害時への備えの普及啓発を行う ・避難訓練での個別避難計画の活用についての普及啓発を行う ・社会福祉施設と災害時の情報伝達について訓練を行う
災害時	・各対策部で対策班を設置する ・避難行動要支援者の安否確認を行う ・避難施設の職員と連携し、避難行動要支援者支援を行う ・二次避難施設の開設や運営支援を行う

【市防災担当部局】

平常時	・避難行動要支援者名簿を共有する ・避難情報等の情報伝達体制の整備を行う ・災害時への備えの普及啓発を行う ・福祉避難所や二次避難施設の設置について運営体制の確保や協力体制の構築を行う ・避難行動要支援者の避難支援方法等についての普及啓発や避難訓練を実施する ・避難訓練での個別避難計画の活用について普及啓発を行う
災害時	・災害対策本部を設置する ・避難情報等の発令・伝達を行う ・避難施設の開設を行う

(2)町内会・自治会、自主防災組織等の役割

平常時	・避難行動要支援者名簿を共有するなどして地域内の避難行動要支援者を把握する ・避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時の支援体制を整備する ・行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制を整備する
災害時	・避難行動要支援者及び避難支援者への避難情報等を伝達する ・避難行動要支援者の安否確認と避難支援に協力する

(3)民生委員・児童委員の役割

平常時	・避難行動要支援者名簿を共有し、災害時に備える ・個別避難計画作成について、対象者へ同意の働きかけを行う ・地域での個別避難計画の作成推進に協力する
災害時	・避難行動要支援者及び避難支援者への避難情報等の伝達に協力する ・避難行動要支援者の安否確認に協力する

(4)社会福祉協議会の役割

平常時	・地域福祉を推進する ・災害時におけるボランティアセンターの運営マニュアルを作成する ・避難支援等に関する関係機関の連絡調整に協力する
災害時	・市災害ボランティア本部の設置や、災害ボランティア等の受入・派遣調整を行う



(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

平常時	・避難行動要支援者の個別避難計画作成に協力する ・避難行動要支援者の情報の変更・修正に関する市への情報提供を行う ・避難先(二次避難施設)として避難体制へ協力する
災害時	・避難先(二次避難施設)として避難行動要支援者の受入を行う ・避難行動要支援者の避難支援に協力する

(6) 町田市消防団の役割

平常時	・避難行動要支援者の避難支援体制整備に協力する
災害時	・避難行動要支援者を含む被災者の安否確認や救援・救助を行う ・地域と連携し、避難行動要支援者の避難支援に協力する ・市と連携し、安否未確認の避難行動要支援者の安否確認や避難支援に協力する



第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1 平常時からの避難行動要支援者情報の把握の必要性

災害時に避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難施設等での生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者情報の把握及び関係機関との情報共有が必要です。そのため、平常時から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要となります。

2 避難行動要支援者名簿の作成と管理

避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、市は次のとおりに避難行動要支援者名簿を作成します。

(1)避難行動要支援者名簿の対象者※

避難行動要支援者名簿に登録する対象者は、次に掲げる対象範囲に該当する方です。

- ア 身体障害者手帳1級及び2級の者
- イ 愛の手帳1度及び2度の者(東京都)
- ウ 介護保険要介護認定要介護度3から5の者
- エ その他市長が必要と認める者

※ 施設入所者は対象外です



(2)避難行動要支援者情報の収集

避難行動要支援者名簿に記載する情報の収集方法として町田市では、災害時の実効性をより高めるために、手上げ方式や同意方式ではなく、「関係機関共有方式」を用いて避難行動要支援者名簿を作成します。

【「関係機関共有方式」とは】

災害対策基本法の規定に基づき、地方公共団体の条例に特別の定めをすることにより、避難行動要支援者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する避難行動要支援者情報を防災関係部局、民生委員・児童委員などの関係機関等の間で共有する方式。

(3)避難行動要支援者名簿に登載する項目

避難行動要支援者名簿に登載する情報は次のとおりです。

・氏名	・生年月日	・年齢	・性別	・住所
・家族構成	・電話番号	・要支援に該当する理由	・施設利用状況	
・個別避難計画の作成情報				

(4)避難行動要支援者名簿の管理

作成された避難行動要支援者名簿の原本は市が保管し、複本は避難行動要支援者名簿の提供を受けた方が保管します。避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法を根拠に、町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例の規定に基づき提供するものであり、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用します。

3 避難行動要支援者名簿の提供

(1)関係機関への名簿提供

市は、避難支援体制を整備するため、以下の避難支援等関係者と協定を締結し、避難行動要支援者名簿を提供して平常時から名簿情報を共有します。

・町田消防署	・町田警察署	・南大沢警察署
・民生委員・児童委員	・町田市社会福祉協議会	

(2)町内会・自治会、自主防災組織等への名簿提供

市は、災害時の地域での助け合いである「共助」につながるよう、避難行動要支援者情報を町内会・自治会、自主防災組織等に平常時から提供することを推進しています。

【提供先】

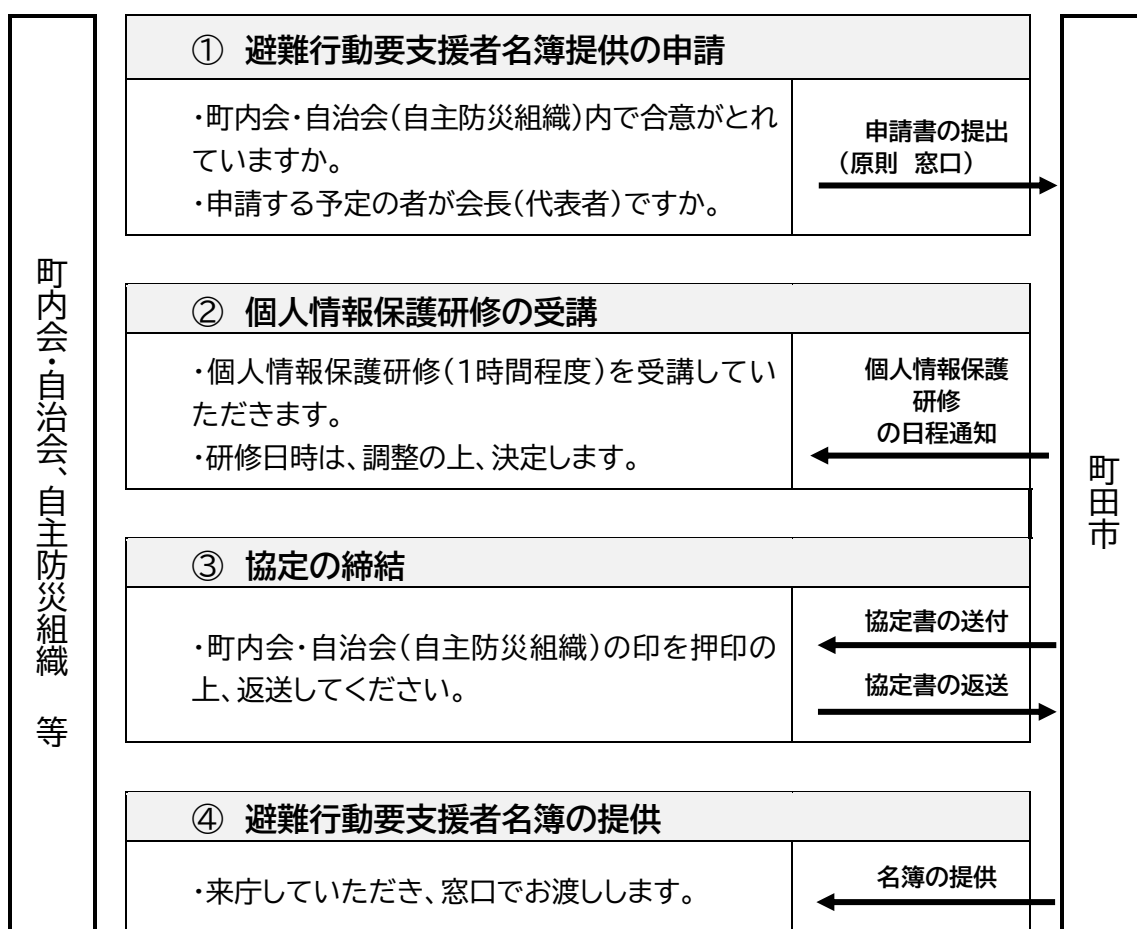
- ・提供を希望する町内会・自治会、自主防災組織
- ・提供を希望する地区社会福祉協議会

【提供条件】

- ・町内会・自治会、自主防災組織等の中で合意がとれていること
- ・申請する予定の者が会長(代表者)であること

【提供までの流れ】

- ① 避難行動要支援者名簿提供申請書の提出
- ② 個人情報保護研修の受講
※役員等、名簿を取り扱う方の受講をお願いします。
※ 避難行動要支援者名簿申請日に候補日を決め、後日日程を連絡します。
※研修日当日は、自治会名簿をご持参いただく場合があります。
- ③ 避難行動要支援者に関する協定の締結
※ 協定書を郵送いたします。町内会・自治会、自主防災組織等の印を捺印のうえ、ご返送ください。
- ③ 避難行動要支援者名簿の提供



4 避難行動要支援者名簿の提供にあたっての情報保護

避難行動要支援者名簿の提供にあたり、避難行動要支援者名簿の情報保護対策の確保が不可欠であるため、町田市職員等は守秘義務を厳守します。

また、避難行動要支援者名簿の提供を受ける関係者は市と協定を結び、守秘義務の遵守に努めるものとします。

これらの情報共有者は、避難行動要支援者名簿を電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管、またはそれに代わる保管方法を徹底するなど、情報の適正管理を徹底するものとします。

※避難行動要支援者名簿を運用する際の注意事項

- ・避難行動要支援者名簿の管理者については、原則として町内会・自治会の会長とします。
- ・災害発生時及びその対策以外の用途には、避難行動要支援者名簿を使用できません。
- ・避難行動要支援者名簿は町内会・自治会(自主防災組織)の会長に1部提供しますが、複写または複製はできません。
- ・名簿対象者には避難行動要支援者名簿を町内会・自治会(自主防災組織)に提供したことを通知していません。

5 避難行動要支援者名簿の更新

市は、毎年避難行動要支援者名簿の更新を行い、市役所関連部署、町田消防署、町田警察署、南大沢警察署、民生委員・児童委員、町田市社会福祉協議会と共有するとともに、避難行動要支援者名簿を提供している地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織にも、更新された避難行動要支援者名簿を提供できる体制を整えます。

第3章 個別避難計画の作成・活用

1 個別避難計画の意義とその背景

東日本大震災において、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約6割、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

それらの教訓から、災害対策基本法の改正(2013 年)により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について「避難行動要支援者名簿」を作成することが市町村の義務とされました。

その後、避難行動要支援者名簿の作成は進みましたが、近年の災害においても高齢者や障がい者が犠牲となり、災害時の避難支援等をより実効性のあるものとするために、再び災害対策基本法が改正(2021 年)され、避難行動要支援者一人ひとりに「個別避難計画」を作成することが市町村の努力義務となりました。

2 個別避難計画の作成対象者

「町田市避難行動要支援者名簿」に登録されている方が、個別避難計画の作成対象者です。計画作成は、本人の同意の上で行います。

3 個別避難計画の作成者

個別避難計画の作成は、本人やその家族等が中心となって、避難を支援する人と一緒に作成します。また、作成や避難支援に福祉や医療等の専門職の支援が必要な場合は、市が委託した専門職と共に作成します。

4 個別避難計画作成の流れ

(1)作成における同意確認及び個別避難計画の様式を送付(市→作成対象者)

市は、個別避難計画の作成対象者に対し、計画の作成と、計画に記載する情報を避難支援等関係者へ提供すること等について同意を確認する確認書が記載された個別避難計画の様式を送付します。



(2)同意確認・計画の作成(作成対象者本人及びその家族と、避難支援をする人)

作成に同意する場合は、同意確認書にその旨を記入し、避難を支援する人と一緒に、避難方法や配慮事項等を話し合いながら計画作成を行います。



(3)作成した計画の提出(作成対象者→市)、計画の確認・原本の保管・副本の作成(市)

作成した同意確認と計画を、一度市に提出します。

市は、計画内容を確認して原本を保管するとともに、副本を作成します。



(4)副本の送付(市→作成対象者・避難支援者)、計画の保管・災害に備える(作成対象者・避難支援者)

市は、計画の副本を本人とその家族や、避難を支援する人に送付します。

作成対象者・避難支援者は計画書を手元に保管し、災害に備えます。



5 計画作成の優先度をふまえた個別避難計画の作成

市は、国(内閣府)のガイドライン等をふまえ、避難行動要支援者のうち「地域におけるハザードの状況」と「当事者の心身の状況等」を考慮し、以下の(1)、(2)のどちらにも該当する方を計画作成の優先度が高い方とします。

市は、計画作成の優先度が高い方から個別避難計画の作成を推進します。

(1)地域におけるハザードの状況

風水害	・浸水想定区域、土砂災害警戒区域等
地震	・東京都が判定している地域危険度 ^{※1} で、「総合危険度」 ^{※2} が「ランク3以上」

※1 東京都では、「地震に関する地域危険度測定調査」において、都内の市街化区域の各地域における地震に関する危険性を推定しています。

※2 「総合危険度」とは、「地震に関する地域危険度測定調査」における「建物倒壊危険度(建物倒壊の危険性)」と「火災危険度(火災の発生による延焼の危険性)」の2指標に、災害時活動困難係数を加味して総合化したものです。町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランクに分けて、以下のように相対的に評価しています。

(2)当事者の心身の状況等

避難行動要支援者名簿に登載された方のうち、以下のいずれかに該当する方

高齢者	・要介護4～5の方
障がい者	・障害支援区分 4～6 の認定を受けている方
その他	・医療的ケア児 ・重症心身障がい児 ・在宅人工呼吸器使用者

6 個別避難計画に記載する内容と様式

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記載する必要があります。

- ・避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
- ・避難施設その他の避難場所
- ・そのほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

町田市では、「町田市個別避難計画」として様式を定めています。様式は以下の4つで構成されています。

- ・基本事項：本人の基本情報を記入するもの
- ・地震の避難計画：大地震に備えるための避難計画
- ・風水害の避難計画：大雨や台風等の風水害に備えるための避難計画
- ・在宅人工呼吸器使用者情報：(在宅人工呼吸器使用者のみ)人工呼吸器に関する情報を記入するもの

7 個別避難計画の管理と更新

個別避難計画情報の提供を受けた方は、提供された個人情報を利用しないことに留意するほか、情報漏えいの防止及び秘密保持について徹底します。

また、当事者の心身の状況の変化などにより、計画内容を見直す必要が生じた場合は、計画の更新を行います。

8 市の役割

市は、避難行動要支援者名簿に掲載する要支援者ごとに、本人の同意に基づき、避難支援等を実施するための「個別避難計画」の作成を推進します。また、以下の事項に努めます。

- ・要支援者本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉等の専門職の参画を促す
- ・避難を支援する者の確保(個人、自主防災組織、町内会・自治会等)及び負担感の軽減
- ・作成された個別避難計画を、本人の同意のもと、避難を支援する関係者と事前に共有し、円滑かつ迅速な避難に備える取組の推進
- ・個別避難計画に関する情報の漏えい防止の周知徹底

第4章 情報伝達体制

1 平常時からの普及・周知

(1)防災情報の周知

市は、市が作成している防災マップや洪水・土砂災害ハザードマップが住民に活用されるよう、各世帯への直接配布、転入者への窓口での配布、市ホームページへの掲載等を行います。

また、各種マップを用いて避難行動要支援者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するよう、訓練や説明会などを通じて関係機関や住民への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者の理解を進め、地域防災に関する意識の向上を図るものとします。

(2)避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、地域住民、町内会・自治会、自主防災組織等に対し、避難支援プランの必要性や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取組、避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図ります。

2 災害時の情報伝達体制の整備

(1)多様な生活・居住環境下での広報の工夫

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供する際には、様々な媒体を活用するよう配慮します。特に、避難施設にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

更に、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を実施します。

(2)避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に基づき適切な判断・行動をとることが困難な場合が多く、避難情報等必要な情報を確実に避難行動要支援者本人等に伝達できる情報伝達手段が必要です。

そのため市は、地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織等の地域組織及び社会福祉関係団体等と協力して、災害発生時または、災害の恐れがある場合、避難行動要支援者及び社会福祉施設等の利用者が早めに避難準備及び避難ができる早期の情報伝達に努めます。

具体的には、防災行政無線のほか、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、避難行動要支援者への避難情報等の防災情報を提供します。特に、視覚・聴覚障がい者等への情報伝達については、メール機能等による災害情報配信サービス活用します。

また、発令された避難情報等が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡や直接の訪問等、双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進します。

(3)避難支援関係機関への情報伝達

市は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が避難行動要支援者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、避難行動要支援者支援体制の確保に努めます。

※災害時の情報収集・伝達手段

・防災行政無線	・メール配信サービス	・防災行政無線フリーダイヤル
・災害用伝言ダイヤル	・災害用伝言板	・テレビ・ラジオ等
・町田市防災 WEB ポータル	・SNS(Facebook、X(旧 Twitter)等)	
・広報車・消防団等による広報		

第5章 安全確保・安否確認・避難誘導

1 避難行動要支援者の安全確保

市は、自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、地域や社会福祉施設等における避難支援等関係者による避難支援及び安全確保を実施します。

また、平時から、避難支援等関係者が避難支援を実施するにあたっての安全確保指針※について、避難支援等関係者に周知を図ります。

※「避難支援等関係者が避難支援を実施するにあたっての安全確保指針」

- ・避難支援等は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ったうえで行う。
- ・災害時の避難行動支援は可能な範囲で行う。

2 地域における安全確保・避難誘導

地域組織及び社会福祉関係団体は、警察署及び消防署等に協力し、事前に把握している情報をもとに避難支援を行います。

また、市は特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供します。避難支援等関係者は情報を活用し、避難支援を行います。

なお、避難支援にあたり避難支援等関係者は、避難施設での登録手続きまでを行うものとします。

3 社会福祉施設等における安全確保

施設管理者は、施設の被害及び利用者の状態を把握し、迅速に避難誘導を実施します。施設職員だけで避難誘導等の安全確保が困難な場合は、近隣の地域組織、社会福祉関係団体、警察署、消防署、市に協力を要請します。

4 所在・安否の確認

市は、避難施設責任者、地域組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、避難行動要支援者の所在及び安否の確認を行います。

(1) 避難施設での所在確認(避難者名簿に基づき把握)

(2) 在宅している避難行動要支援者の安否確認

市は、地域組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、避難せずに在宅している避難行動要支援者の安否確認に努めます。

(3)避難施設及び居宅で所在・安否が確認できない場合

市は、避難施設及び居宅で所在及び安否が確認できない場合、庁内の情報統括班に安否不明者として報告します。

(参考 避難行動要支援者等の特徴)

区分	避難行動等の特徴	配慮したい主な事項
一人暮らしの高齢者	体力が衰え行動機能が低下し、自力での行動に支障をきたす場合もある。	情報を伝達し、救助・避難・誘導してくれる人を確保しておく。
ねたきり等の要介護高齢者	自力で行動することができない。 危険情報を発信することが困難である。	車いす(電動車いすを除く。)ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。医療機関との連絡体制を確立する。
認知症の人	自分で危険を判断し、行動することが難しい。危険情報を発信することが困難である。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
視覚障がい者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では、素早い避難行動が取れない。	音声により周辺の状況を説明する。 安全な場所へ誘導してくれる人を確保する。
聴覚障がい者・言語障がい者	音声による避難・誘導の指示が認識できない。視界外の異変・危険の察知が困難である。 自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	文字、光、色等の視覚による認識手段を提供する。筆談が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。
肢体不自由者	装具や車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。自力で行動ができず、コミュニケーションが困難なこともある。	車いす(電動車いすを除く。)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。
内部障がい者・難病患者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 常時使用する医療機器(機器によっては電気、酸素ボンベ等が必要)や薬、ケア用品を携帯する必要がある。	車いす(電動車いすを除く。)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 外見ではわからない障がいであることを周知する。薬やケア製品、電源を確保しておく。

区分	避難行動等の特徴	配慮したい主な事項
在宅人工呼吸器使用者 (24時間使用者)	素早い避難行動が困難である。 人工呼吸器・吸引器等常時使用する医療機器の予備電源や医療バック、薬、ケア用品などを携帯する必要がある。	車いす(電動車いすを除く)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者(4人以上)を確保しておく。 在宅療養が困難となった場合の入院先について相談しておく。薬やケア製品、電源を確保しておく。
知的障がい者	異変・危険の認識が不十分な場合や発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。	安全な場所に誘導し、精神的に不安定にならないように対応できる人を確保しておく。

(引用:東京都福祉保健局「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針」2022年(令和4年)1月改訂))

第6章 避難施設等における応急支援

1 一般の避難施設における応急支援

(1) 応急介助支援措置実施のためのリスト作成

市は応急的な介助支援措置の必要性を把握するためのリストを、次に示す点に留意して作成します。なお、個人情報の取扱いには十分留意するものとします。

- ・避難施設単位で作成する。
- ・必要な介護・介助要員の種別・規模を把握するため状況項目別に作成する。
- ・その他車椅子・つえ等介助用具、手話通訳者、点字広報紙等の要否を把握する。
- ・二次避難施設、または特殊医療等の対応可能な医療機関への移送の必要性を把握する。

(2) 応急支援の実施

市及び避難施設責任者は、避難行動要支援者を含む要配慮者(※以下「要配慮者」)の避難施設における生活を支援するに当たり、以下の応急支援を実施します。

① 必要な設備及び生活スペース等の確保

【設備】

- ・段差の解消及び手すり等の設置、専用トイレの整備(仮設トイレ、ポータブルトイレ等)
- ・間仕切り・カーテン等の設置、車椅子・つえ等の介助用具の確保
- ・マットレスや畳部屋等の確保、入浴の確保
- ・授乳場所の確保 妊産婦用のマットや組立式ベッド等

【生活スペースの確保における配慮】

- ・スペースの割り当て(区画スペースの提供)、冷暖房等の配慮(適切な室内温度の調節)
- ・プライバシー・トイレの配慮、付添い人への配慮 等

② 必要物資の配給

【飲料水・食料】

- ・初動活動期:飲料水及び食料(おかゆ、粉ミルク等)の優先的な配給
- ・応急活動期:炊き出し等による要配慮者の状態を考慮した食料の配給
(塩分、たんぱく質、野菜不足、温かい食事、軟らかい食事、特殊栄養食品(妊産婦用)等)

【生活物資】

- ・紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等の確保

③ ボランティア等の配置

- ・手助けが必要な人及びその状況を把握し、町田市災害ボランティアセンターや職能団体を通じて介護・介助、手話等必要な人員を確保し配置

④ その他避難施設での配慮

- ・健康状態のチェック、健康相談
- ・聴覚障がい者向け掲示板の設置等、要配慮者の状態を考慮した情報提供
- ・避難施設での生活が困難な人の二次避難施設への移送
- ・精神保健対策の実施
- ・避難施設で生活する要配慮者ニーズの把握のための巡回ケアサービスの実施
- ・要配慮者に対する必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用
- ・その他、生活支援・福祉サービスの提供

2 社会福祉施設※における生活救援物資等の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市に協力を要請します。

(※「社会福祉施設」の定義は、第7章1(2)を参照下さい)

3 在宅避難している要配慮者の応急支援

市は、地域組織及び福祉団体の報告等により、避難施設等での受け入れが望ましい在宅している要配慮者が把握された場合、その状況に応じて避難施設、二次避難施設、または医療機関等の受け入れ先及び移送手段を確保します。

また、在宅避難をする要配慮者に対しては、以下の応急支援を実施します。

- ・住宅及び居住者の安全確認
- ・情報サービスの提供
- ・精神的な不安の排除(声かけの実施)
- ・ホームヘルプサービスの提供
- ・入浴サービスの提供
- ・移動サービスの提供・ガイドヘルパーの派遣
- ・配食サービス・日用品・補装具等の提供
- ・保健・医療の提供

第7章 福祉避難所等の指定と移送

1. 福祉避難所の確保

(1)福祉避難所の確保

市は一般の避難施設での避難生活が困難な要配慮者のため、公共施設や社会福祉施設等と協定を結び、要配慮者を受け入れられる避難施設を確保します。

福祉避難所においては、円滑な利用のための措置、相談等の支援体制、居室の確保が求められます。

(2)福祉避難所の指定

福祉避難所は発災時に要配慮者が避難することができる避難施設で、市が指定します。なお、福祉避難所の一つとして二次避難施設があります。

【二次避難施設】

一般の避難施設で生活することが困難になった要配慮者が利用する避難施設で、市と施設はあらかじめ二次避難施設設置に関する協定を締結し、必要に応じて福祉避難所として指定します。発災時は市と施設が調整を行った上で二次避難施設を開設するため、二次避難施設への直接避難は行いません。

※発災時に要配慮者が滞在し、実質的に福祉避難所としての機能を果たした社会福祉施設等については、後日であっても遡って福祉避難所として指定することができます。

2. 二次避難施設の開設

市は、避難施設からの要配慮者支援要請に対して、要配慮者専用の二次避難施設を開設します。

【二次避難施設】

・協定締結福祉施設 ・都立町田の丘学園

市は、要配慮者の二次避難施設での受け入れが困難な場合、または二次避難施設での介助等の措置ができない場合は、以下のように受け入れ先を確保します。

【二次避難施設では対応できない場合の受け入れ先の確保】

- ・市内の特別養護老人ホーム等への緊急入所の周知
- ・市内の病院等への特別受け入れ要請
- ・都への他市町村社会福祉施設への特別受け入れ要請
- ・都(日本赤十字、医師会等)へ市外老人ホーム・病院への特別受け入れ要請
- ・民間アパート、家庭での受け入れ募集、あつ旋

3. 要配慮者の移送

市は、一般の避難施設から二次避難施設に要配慮者を移送する際には、調達輸送班及び関係機関に要請して、随時要配慮者を移送します。

なお、被災した要配慮者は、精神的に不安になることが多いため、心の頼りとなる家族等の同伴による入所を検討します。

- ・調達輸送班による移送措置(食料等必要な物資も同時に輸送するよう努める)
- ・町田市災害ボランティアセンターへの依頼による移送措置
- ・障がい者支援組織等による移送措置
- ・避難施設入所者の協力支援による移送措置
- ・市内バス会社、高齢者・障がい者施設、自衛隊等への依頼による移送措置
- ・その他可能な手段による移送措置

4. 二次避難施設の運営支援

(1)生活救援物資等の供給

市は、二次避難施設からの要請があった場合、以下に示すような物資をはじめとする必要物資の配給を行います。また、市が要配慮者を移送する場合は、できる限り物資の輸送を同時に行います。

○飲料水 ○食料 ○生活必需品(毛布、マット、オムツ) 等

(2)福祉専門職員の確保

運営に支障を来している場合は、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請します。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行います。

(参考) 要配慮者を対象とした巡回ケア・広報・相談窓口の設置

1 巡回ケアサービス

市は、避難施設及び社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設において、要配慮者向け巡回ケアサービスを関係機関と協力して実施します。主に次のことを行います。

- ・各要配慮者支援組織によるニーズの把握及び全般的なケアサービス
- ・ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談業務
- ・医師会(医療救護班を中心として)等との連携・協力による健康チェック
- ・ヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助
- ・障がい者施設職員等の協力による「生活環境チェック」サービス

2 相談業務

市は、町田市庁舎及び市民センターの開設された相談窓口(※詳細は、「町田市地域防災計画」第18節第 6「被災者総合相談窓口業務」参照)において、必要に応じて福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、要配慮者やその家族に対し総合的な相談に応じます。

3 広報活動の要配慮者への配慮

広報広聴班の広報活動(※詳細は、「町田市地域防災計画」第 4 節「災害時の広報」参照)、並びに町田市庁舎及び市民センターに開設された相談窓口は、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、次の点に留意しながら行います。

- ・放送・拡声器等の音声情報に偏らないよう聴覚障がい者向け伝達手段の併用(戸別訪問、拡大文字による情報提供、点字情報等)
- ・周囲の市民に理解を得られるような配慮

町田市避難行動要支援者避難支援プラン修正の経過

2014年8月	町田市避難行動要支援者避難支援プラン策定
2015年5月	2014年度「町田市地域防災計画」の修正に伴い修正
2023年3月	2020年度「町田市地域防災計画」の修正及び 2021年度「災害対策基本法」の改正に伴い修正
2024年3月	2023年度「町田市地域防災計画」の修正に伴い修正

町田市避難行動要支援者避難支援プラン

編 集 町田市

連絡先 地域福祉部福祉総務課

〒194-8520 町田市森野二丁目2番22号

電話 042-722-3111(代表)

042-724-2537(直通)